

島根県動物愛護管理推進計画



平成20年3月

島 根 県

はじめに

近年、犬やねこの動物は心豊かな生活にとって重要な存在であるとともに、少子高齢化や核家族化などに伴い、単なるペットから家族の一員あるいは伴侶として位置づけられるようになってきました。

しかし、残念なことに、一部では、動物の虐待事件や遺棄等が見受けられるとともに、動物の飼育に対する知識がないまま安易に飼い始め、その結果、途中で飼育放棄したり、鳴声や悪臭等により近隣住民とのトラブルを起こすなど、動物に関わる問題の発生も後を絶ちません。

また、全国の自治体に收容された犬・ねこは年間約42万頭（平成16年度）にもおよび、そのうち約94%が殺処分されています。本県においても平成13年度は、人口10万人当たりの引取り数が全国1位になるなど、多くの犬やねこを殺処分してきました。

このような中、平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」が一部改正され、各都道府県は地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、目標達成のための施策を推進するために、動物愛護管理推進計画を策定することが定められました。

本県ではそれまで家庭動物等の危険防止の観点から定めていた「犬による危害の防止に関する条例」及び「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」を廃止し、新たに動物の愛護と管理の両方を包含する「島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年島根県条例第21号）」を平成18年3月に制定し、改正法の施行に合わせ平成18年6月から施行したところです。

「島根県動物愛護管理推進計画」の策定にあたっては、多様な意見、専門的知識を計画に反映させるために、県民代表、有識者等からなる「島根県動物愛護管理推進会議」を平成19年7月に設置し、この会議で検討を行い、県民の合意の下で動物愛護管理に関する施策を推進するための計画として策定しました。

この計画では、動物愛護を基本とした施策を推進する等の動物愛護管理に関する基本的な方針を掲げるとともに、現状での問題点を把握し、課題への具体的な取組み、計画の実現・数値目標を中長期的な視点から定めました。また、計画策定後の施策に対する評価、提言等についても、引続き島根県動物愛護管理推進会議が行うこととしています。

今後は、市町村やその他の関係者及び県民の協力や理解を得ながら、この計画を着実に実施し、県民全てに「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を普及し、人と動物が調和し共生するより良い社会の構築を目指していきます。

平成20年3月
島 根 県

目 次

第1 計画策定の趣旨	
(1) 目的	1
(2) 計画期間	1
第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針	1
第3 動物の愛護及び管理の現状と課題	
(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	2
(2) 動物取扱業者届出・登録状況	3
(3) 特定動物(危険動物)飼養状況	3
(4) 犬・ねこの収容・引取り・処分状況	4
(5) 犬・ねこの返還・譲渡状況	6
(6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況	7
(7) 動物愛護・管理事業の体制	10
(8) 県民意識アンケート調査	11
第4 課題への具体的な取組み	
1 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	
(1) 動物取扱業、特定動物(危険動物)飼養施設に対する施策	12
(2) 家庭での動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	13
(3) 動物の不適正な飼養及び保管等に対する施策	15
2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発	
(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動	16
(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動	17
3 動物の愛護及び管理に関する体制整備	
(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした体制の構築	18
(2) 行政の動物愛護管理の質の向上	18
(3) 国、市町村、獣医師会との連携	19
(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力	19
4 処分される命を減らすための取組み	20
5 所有者明示(個体識別)措置の推進	20
6 実験動物、産業動物の適正な取扱い	21
7 災害時の対応	21
第5 計画の実現・目標	22

参考資料

島根県動物愛護管理推進会議設置要綱
しまねwebモニター意向調査集計結果

第1 計画策定の趣旨

(1) 目的

この計画は「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(以下「動物愛護管理法」という。)」第6条第1項の規定に基づき、本県の動物の愛護及び管理に関する基本的な方針及び動物の適正な飼養・保管を図るための施策等について策定します。

(2) 計画期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日の10年間とします。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、計画策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途として、計画の見直しを行います。

第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。この動物を愛護する気持ちを広く普及することで、生命尊重、友愛及び平和の情操のかん養が図られると考えています。

一方、人と動物が共生する社会で、動物を愛護する気持ちを浸透するためには、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体及び財産を侵害することのないよう適切に管理される必要があります。

また、個々人における動物に対する意識、動物の愛護及び管理に対する考え方は多様であるため、動物愛護の精神を広く普及・定着させるためには、県の実情や風土を踏まえた動物愛護管理の基本的考え方を、県民の合意の下に形成していくことが必要であると考えます。

以上を踏まえ、次の3点を動物愛護管理に関する基本的な方針とする施策を推進します。

1. 「動物の命の尊厳を守り、動物を愛護する気持ち」を広く普及し、動物愛護を基本とした施策を推進します。
2. 動物を愛護する気持ちを浸透するために、動物から不利益を被ることがないように、動物の適切な管理を図る施策を推進します。
3. 動物愛護を普及するために、適切な情報提供・普及啓発活動を推進します。

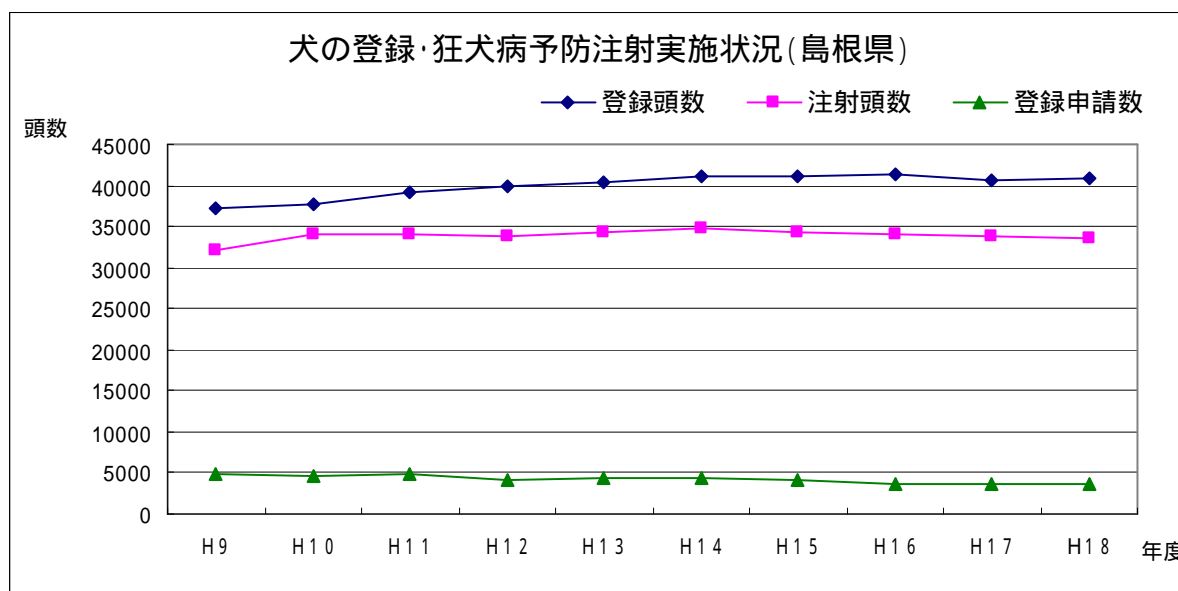
第3 動物の愛護及び管理の現状と課題

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

狂犬病予防注射は平成7年度から、それまで年2回接種であったものが年1回接種に変更されました。また、平成12年度からはそれまで実施していた登録事務に併せ、注射済票の交付事務についても市町村が実施しています。

県内の登録頭数は平成18年度末現在で40,944頭、狂犬病予防注射実施頭数は33,537頭、接種率は82%であり、微かながら減少傾向が認められます。

また、各種の犬飼育頭数推計から、多数の未登録未注射犬の存在が指摘されており、実態把握と接種率の向上に努める必要があります。



	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
登録頭数	37255	37740	39254	39780	40405	41045	41129	41380	40700	40944
注射頭数	32106	34070	34080	33809	34245	34839	34196	34095	33713	33537
登録申請数	4835	4679	4758	4085	4379	4342	4023	3763	3605	3567
接種率	0.86	0.9	0.87	0.85	0.85	0.85	0.83	0.82	0.83	0.82

狂犬病予防注射について

日本国内での犬の狂犬病は、昭和32年以降発生していませんが、世界各国では日本や英国など一部の国を除いて発生しています。アジア地域等、狂犬病流行国では、犬が主なまん延源となっています。日本へ狂犬病が侵入するリスクは皆無ではないため、万一、狂犬病が侵入した場合に備え、「狂犬病予防法」により飼い犬への狂犬病予防注射が義務付けられています。

(2) 動物取扱業者届出・登録状況

動物取扱業に対する規制については、平成11年12月に改正された「動物愛護管理法(平成12年12月1日施行)」に基づき届け出制として導入されましたが、その後同法の改正(平成18年6月1日施行)により、業の範囲を拡大するとともに登録制に規制が強化されました。

県内の動物取扱業は平成19年6月1日現在で延べ161件、施設実数は116件です。

全国的には、動物取扱業者による動物虐待等が社会問題となる事案の発生が見られます。本県では、現在までのところは、このような事案は発生していませんが、今後も、引き続き適正な飼養管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。

< 動物取扱業登録施設数(H19.6.1現在) >

動物販売業	動物保管業	動物貸出業	動物訓練業	動物展示業	延べ数	実数
72	66	1	10	12	161	116

(3) 特定動物(危険動物)飼養状況

特定動物(危険動物)については、平成14年10月1日に施行した「危険な動物の飼養及び保管に関する条例(平成14年島根県条例第19号)」により許可制を導入しましたが、その後改正された「動物愛護管理法(平成18年6月1日施行)」に基づき、全国一律の許可制度とされました。

県内では、平成19年6月1日現在、ニホンザル28頭、ヒクイドリ2羽、ワニガメ21匹が7施設で飼養されており、引き続き適正な管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。

< 特定動物飼養状況(H19.6.1現在) >

ニホンザル		ヒクイドリ		ワニガメ	
施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数	施設数	飼養頭数
3	28	1	2	3	21

特定動物(危険動物)とは

トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、ニシキヘビなど、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物のことです。動物愛護管理法に基づき、約650種(哺乳類・鳥類・は虫類)が選定されています。

これらの動物を飼養する際は、都道府県知事等の許可が必要とされ、飼養施設の構造や管理の方法等の基準が定められています。

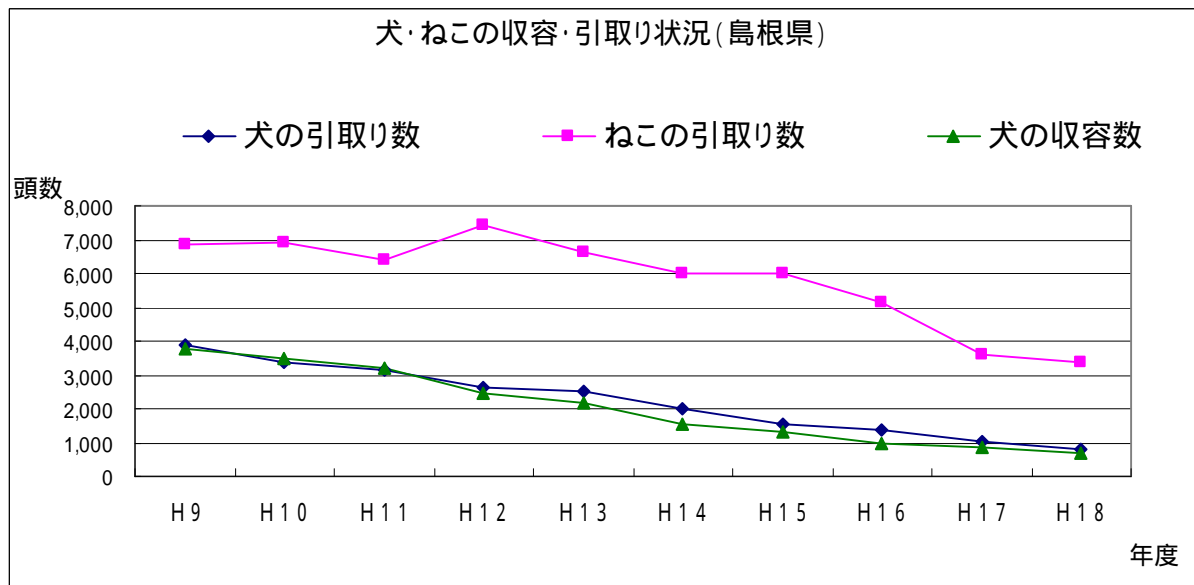
(4) 犬・ねこの収容・引取り・処分状況

犬の収容、引取り及び処分数は毎年減少し、10年前(H9年度)の2割程度まで減少しています。ねこの引取り数は、ピーク時(H12年度)の5割程度まで減少しましたが、依然として3000匹以上の引取りを行っています。

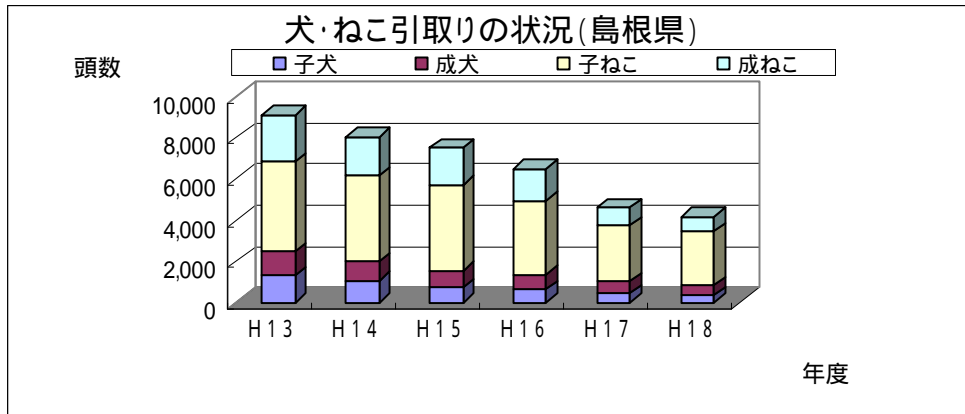
全国の状況比較として用いられる、人口10万人あたりの犬・ねこの引取り数は、平成17年度統計で629頭(全国第4位、全国平均330頭)と依然高い状況にあるため、終生飼養や不妊去勢手術等の繁殖制限について、一層の普及啓発を行う必要があります。

特に、保健所で引き取った犬、ねこのうち約6割を子ねこが占めており、ねこに関しては、繁殖制限や屋内飼養の推進の他、飼い主のいないねこに対する取り組みを含めた総合的な対策が求められています。

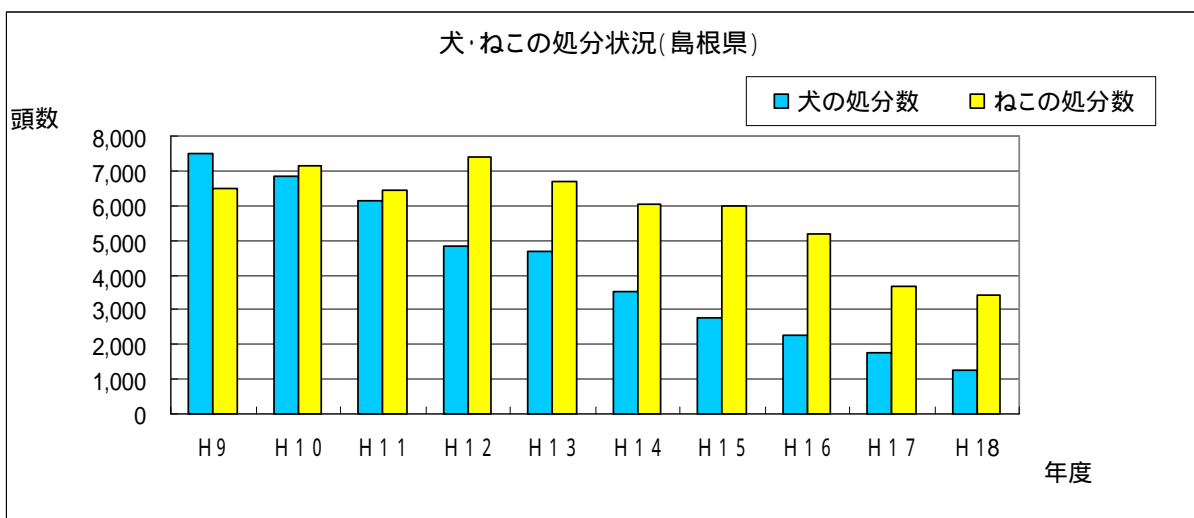
また、今後は、高齢化に伴う問題として、飼い主の福祉施設への入所、病气入院等により飼えなくなった犬・ねこの引取り数の増加も懸念されており、高齢化社会における動物飼養に伴う、諸問題について調査、検討するする必要があります。



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬の引取り数	3,865	3,375	3,155	2,623	2,510	2,024	1,562	1,370	1,038	819
ねこの引取り数	6,831	6,932	6,426	7,431	6,609	6,025	5,977	5,141	3,598	3,362
犬の収容数	3,757	3,461	3,177	2,437	2,173	1,534	1,304	981	860	699



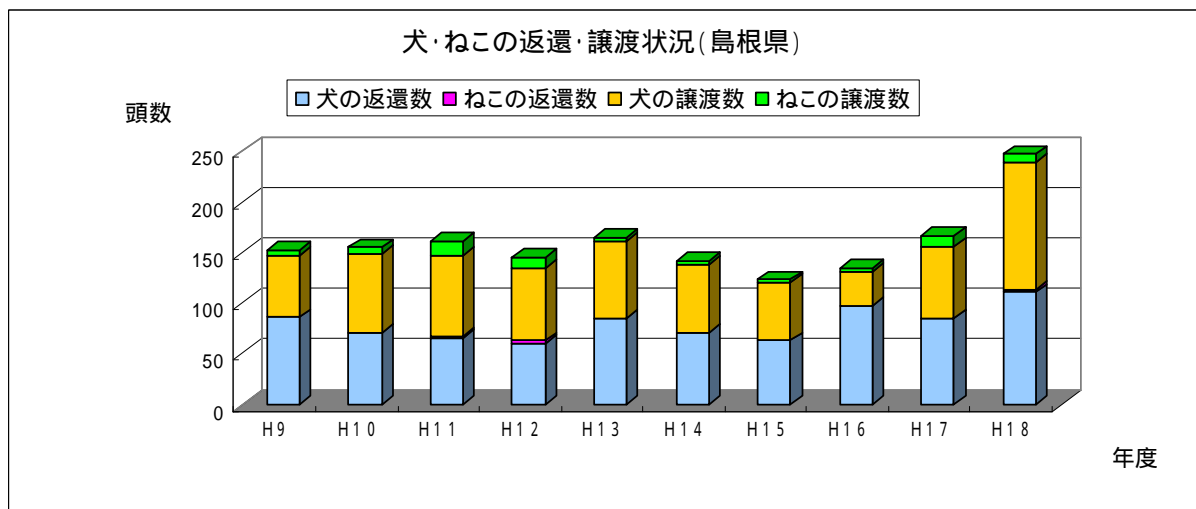
	H13	H14	H15	H16	H17	H18
子犬	1,321	1,082	741	607	422	324
成犬	1,189	942	821	763	616	495
子ねこ	4,339	4,128	4,169	3,581	2,716	2,656
成ねこ	2,270	1,897	1,808	1,560	882	706



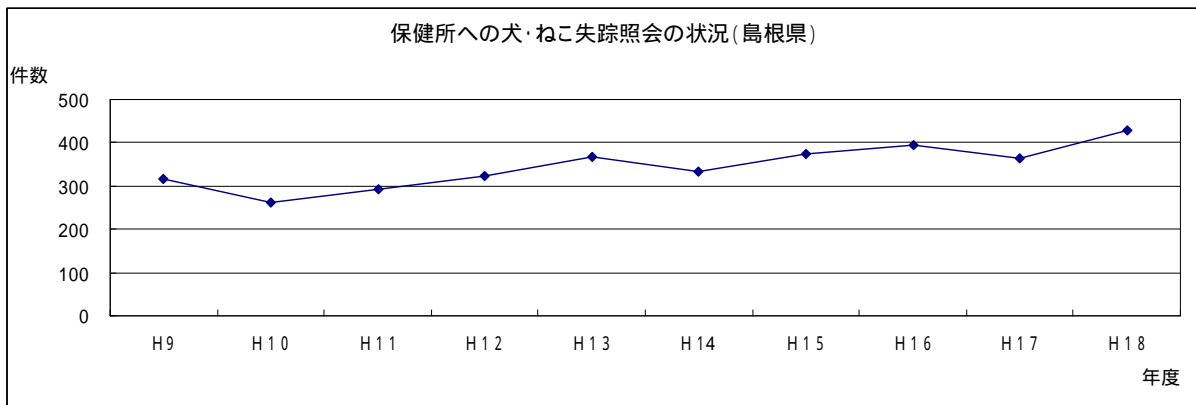
	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬の処分数	7,472	6,832	6,152	4,855	4,693	3,530	2,746	2,247	1,754	1,271
ねこの処分数	6,514	7,127	6,447	7,376	6,685	6,053	5,975	5,168	3,659	3,415

(5) 犬・ねこの返還・譲渡状況

犬・ねこの返還及び譲渡数は、例年合わせて150頭前後で推移していましたが、平成18年度は収容した犬・ねこ113頭を飼い主へ返還し、また、134頭の犬・ねこを新たな飼い主へ譲渡しました。平成18年度から保健所での保護収容期間を延長したほか、県内全保健所のホームページに動物の保護情報及び譲渡情報を掲載したことなどが、返還及び譲渡数の増加につながっていると思われ、引き続き積極的に実施していく必要があります。



	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
犬の返還数	86	71	66	61	85	71	63	98	85	111
ねこの返還数	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2
犬の譲渡数	61	78	80	72	76	67	57	33	71	126
ねこの譲渡数	5	6	14	10	4	4	3	4	10	8



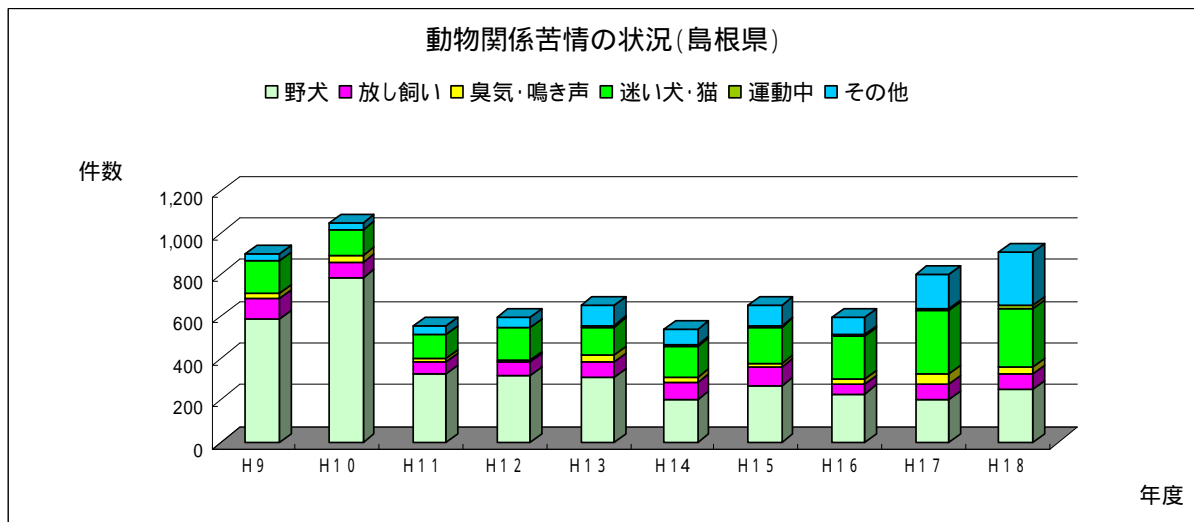
	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
失踪照会	317	261	293	324	367	335	374	394	364	430

(6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況

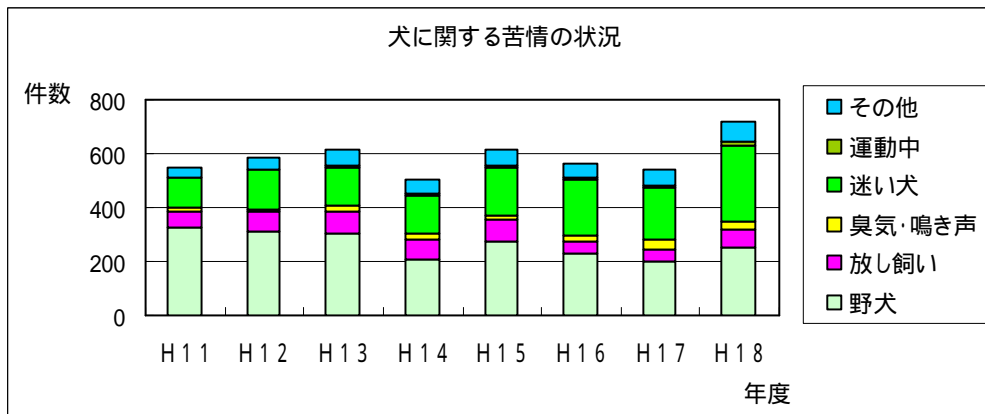
近年、野犬や放し飼い犬の苦情は減少傾向にはあるものの、屋外飼養若しくは飼い主のいないねこによる苦情が増加傾向にあります。

特に、ねこに関する苦情の内容は多岐に渡っているため、内容を分析し問題点の把握、整理を行う必要があります。また、飼いねこの屋内飼養及び繁殖制限の啓発を進めるとともに、飼い主のいないねこに対する取組みが求められています。

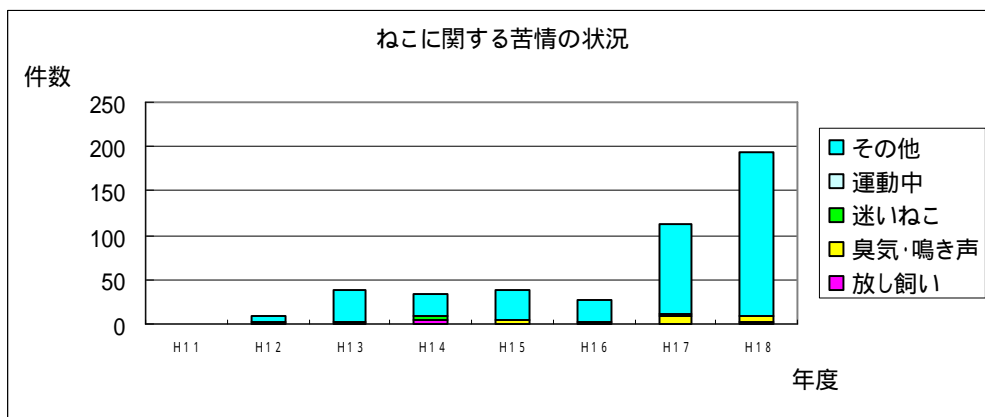
野犬等の捕獲数は、野犬苦情と同様に減少傾向にあります。地域によっては依然遺棄によると思われる野犬や放し飼い犬も多く、咬傷事故等の被害も毎年発生しており、野犬及び放し飼いに対する対応も継続していく必要があります。



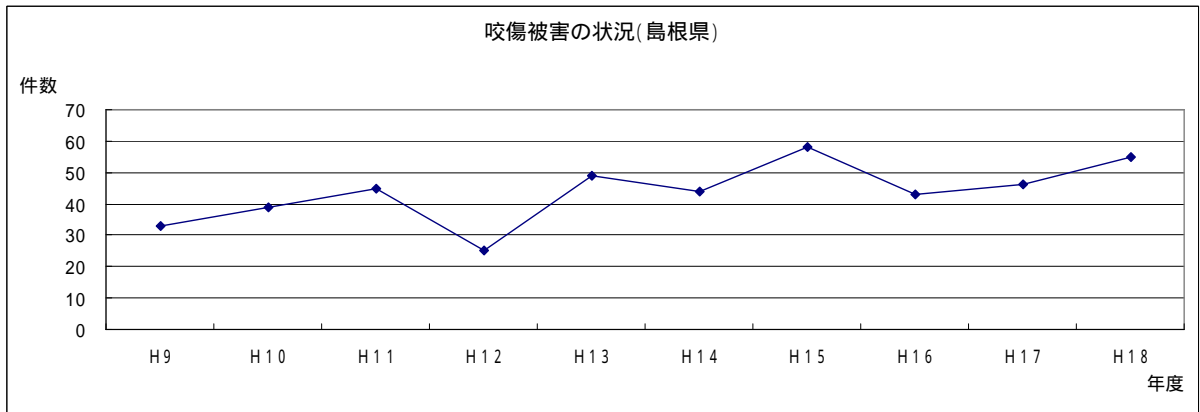
苦情の種類	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
野犬	585	781	325	314	307	206	271	231	203	250
放し飼い	98	81	60	68	79	82	84	44	77	73
臭気・鳴き声	30	29	18	11	26	19	19	27	46	33
迷い犬・猫	151	126	108	150	139	148	177	203	302	281
運動中					8	9	6	6	6	16
その他	32	26	41	50	97	72	98	82	165	255
計	1,213	1,304	845	917	1,023	871	1,029	987	1,163	1,338



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
野犬	325	314	307	206	271	231	203	250
放し飼い	60	68	79	78	84	44	44	71
臭気・鳴き声	18	11	24	18	14	25	31	27
迷い犬	108	148	139	143	177	203	197	280
運動中			8	9	6	6	6	16
その他	40	43	61	48	65	57	58	71



	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
放し飼い				4			1	2
臭気・鳴き声			2	1	5	2	9	6
迷いねこ		2		5		1	1	1
運動中								
その他	1	7	36	24	33	25	102	184



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
件数	33	39	45	25	49	44	58	43	46	55

(7) 動物愛護・管理事業の体制

動物管理に関する業務は、主に県(保健所)において動物の捕獲・収容・処分、動物取扱施設等の監視・指導等を実施するほか、市町村、獣医師会等が主体となって犬の登録、狂犬病予防注射を実施しています。

動物の譲渡、動物愛護啓発事業等の動物愛護推進事業については、県(保健所)が市町村及び動物愛護等関係団体等の協力を得て実施していますが、飼い主のいないねこの不妊去勢手術の実施や犬、ねこの保護・譲渡活動等が、県内各地で民間の活動としても実施されています。

県における動物の管理施設については、各保健所においてけい留施設等を整備していますが、譲渡関連施設については、動物愛護管理の専門グループを配置している出雲保健所に重点整備しています。また、県内で保護又は引取られた犬、ねこで返還・譲渡されなかったものは、出雲市内に設置した県の動物管理センターにおいて、殺処分しています。

動物管理センターについては、昭和51年に設置して以来既に30年以上が経過し、施設全体の老朽化への対応が必要となっています。

保健所の保護収容施設については、殺処分を前提とした犬、ねこを一時的に保管する機能しか有していないものがほとんどであり、長期間の保管や譲渡のための飼養には適していないのが現状です。

今後は、動物管理センターの老朽化にともなう新たな施設の設置や、保健所の保護収容施設の改善等、県における動物愛護管理施設のあり方を総合的に検討する必要があります。また、事業の進め方についても市町村及び動物愛護等関係団体等と連携して推進していく必要があります。

(8) 県民意識アンケート調査(しまね web モニター意向調査)

島根県では、県の施策等に対する県民の意見を迅速に聴き県政に反映させるため、インターネットを使いアンケート調査を実施する「しまね web モニター」制度を設けており、この制度を使い平成 19 年 7 月に動物愛護についてのアンケート調査を実施しました。

198 名のモニターから回答があり、60%のモニターが動物が好きと回答し、84%が人と動物が調和し共生できる社会が必要であると回答しています。一方、75%のモニターが他人の飼養する動物によって迷惑を感じたことがあると回答しています。

引取り頭数を減らすための施策として、60%のモニターから飼い主の責任で不妊去勢手術等の繁殖制限を実施すべきとの回答があり、飼い主の責務を強化する意見が寄せられました。

また、人と動物が調和し共生できる社会を築くため、県に望む施策としては、普及啓発・教育、罰則・取締強化などさまざまな意見が寄せられましたが、なかでも飼い主責任に言及する意見が多く見られました。

(しまね web モニター意向調査 別添資料参照)

第4 課題への具体的な取組み

1. 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

動物愛護思想を普及するためには、動物を愛おしく思う心が自然と湧き上がっていくことが大切です。しかし、動物から度々不利益を被ることにより、正常な動物愛護思想の醸成が阻害されることがあります。

人と動物が調和して暮らしている社会において、動物の適正な飼養及び保管を図ることは極めて重要であるため、動物取扱業者や動物の飼い主に対し、その飼養実態等を踏まえた効果的な指導、普及啓発を推進します。

(1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼養施設に対する施策

《重点事項》

動物取扱業者による飼育者等に対する適正飼養（安易な飼育防止、終生飼養、繁殖制限等）の普及啓発を促進します。

動物販売業者が購入者等へ行う説明義務の徹底を促進します。

県内の特定動物（危険動物）飼養施設は7施設であり、今後も急増することは予想されませんが、現有の施設及び飼養動物の適正管理について、定期的な監視・指導を継続して実施します。

動物取扱業者の施設及び動物の管理状況については、定期的に監視し、必要に応じ適正に管理運営されるように指導を実施します。

また、動物取扱業者は一般飼養者等と直接接する機会が多く、動物の生理・生態、病気、適正飼養管理や繁殖制限等、様々な情報を一般飼養者等に提供する役目を負っています。特に動物販売業者は販売時に飼養者へ適正管理方法等を説明する義務が規定されています。

このことから、動物取扱責任者講習等を通じ、動物取扱業者への指導・情報提供を積極的に行い、動物取扱業者による動物飼養者や一般住民への適正飼育の普及啓発等の充実を促進します。

動物取扱責任者とは

購入者に正しい動物の飼い方や取扱い方について説明するなど、業務を適正に営むために必要な知識や技術を持つ者です。動物取扱業者は、事業所ごとに専属の動物取扱責任者を常勤従事者の中から1名以上配置することが義務付けられています。動物取扱責任者は、都道府県等が開催する研修会を年1回以上受けなければなりません。

(2) 家庭での動物の適正な飼養及び保管を図るための施策

《重点事項》

安易な飼養の防止、終生飼養、繁殖制限など飼い主の責務について広報を推進します。

犬の飼養者に対しては、登録と狂犬病予防注射の実施と繋留義務の徹底について普及啓発を推進します。

ねこの飼養者に対しては、繁殖制限と屋内飼養について普及啓発を推進します。

高齢化社会における動物の飼養に伴う諸問題について、調査・検討を行い、高齢者が動物を飼養する場合のサポート体制等を構築します。

動物全般について

近年のペットブームにより、外国の生き物も含め多種多様な動物がペットショップやインターネットでも販売されるようになりました。動物についての十分な知識を持たないまま、安易な気持ちで飼い始めることにより、世話をするための時間や体力、経済的な負担等様々な問題が発生し、結果として中途での動物の飼養放棄や、遺棄につながる場合があります。また、無計画な繁殖の結果多頭飼育となり、近隣とトラブルが生じる場合もあります。

また、外国からきたペットを野外に遺棄すると、もともからいた生き物を補食したり、えさやすみかを奪うなど、生態系へ多大な影響を与える可能性もあります。

このようなことを防ぐため、安易な飼養の防止、終生飼養、不妊去勢手術等の繁殖制限の必要性等、動物の飼い主の責務について普及啓発を行うとともに、不適正な飼い方により動物の健康、安全が損なわれている場合には、法律、条例に基づく勧告、命令の実施も含めて迅速な対応を行います。

犬について

犬については恒常的な放し飼いは減少していますが、依然、飼養場所からの失踪や、他人に怪我を負わせる等の事故が毎年見られることから、登録、狂犬病予防注射の普及に合わせ、繋留義務等の適正飼養について啓発を行います。

ねこについて

ねこについては、屋外飼養による糞尿、繁殖時期の鳴声等の苦情が多いため、地域の飼養実態を考慮したうえで、不妊去勢手術等の繁殖制限と屋内飼養について普及啓発を行います。

高齢者へのサポート

高齢化社会における動物の飼養に伴う諸問題についての、調査・検討等を行い、適正飼養の普及啓発を行うとともに、動物を飼養する高齢者に対し、関係機関と連携し日常の飼養管理の相談や飼養継続が困難になった場合の対応などサポート体制を構築します。

(3) 動物の不適正な飼養及び保管等に対する施策

《重点事項》

動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報を推進します。

糞尿、鳴声等の動物の不適正な飼養による周辺環境への侵害に対し、関係機関等が協力し、不適正飼養及び環境侵害の改善を促進します。

近年、飼い主のいないねこが増えることにより、糞尿、鳴声等の苦情が増大しています。また、そのような地域では遺棄、望まない繁殖が見られ、無責任な餌やりにより、さらにねこの数が増大する状況となっています。

その他、多数の犬やねこを飼養し、臭気や鳴声等により近隣の住民等とのトラブルが発生している事例も見られます。

このような事例については、市町村、自治会等の関係者と協力し、適正飼養、無責任な餌やり及び遺棄防止について法律、条例に基づき積極的に指導・啓発を行います。

また、飼い主のいないねこに関する問題は、地域でのコミュニケーション不足等人間関係にもその一因があるとされており、問題解決を図るためには、地域住民が一体となった取組みも必要であるとされています。

県では、関係機関と協力し、実態把握や問題解決の方法を検討するとともに、地域での取組みに対する支援を実施していきます。

地域住民によるねこの共同飼養管理～地域ねこ活動～

一部地域（東京、横浜など）では、特定の飼い主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみを漁るなどして生活しているねこを、適切に飼養管理するために、地域住民の合意と協力のもとで共同飼養する活動を行っているところがあります。

この活動は、動物の愛護管理に配慮した飼い主のいないねこ対策の一手段として一定の評価を得ていますが、面倒を見てくれるという認識が広がると安易にねこを捨てる人が増えるのではないかと、費用面、労力面における相当程度の負担を負い続けることができるのかといった課題も指摘されています。

地域における環境の特性を踏まえ、動物の愛護と管理の両立を目指す取組みが求められています。

2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

動物の愛護及び管理を推進していくためには、動物の取扱い等について正しい知識及び理解を持ち、動物の虐待や遺棄を行うことがないようにすることが重要です。

本県においては、犬・ねこの引取り数が多いことなどから、動物愛護管理に対する県民の理解は十分とは言えない状況であり、関係機関が連携し、あらゆる機会をとらえて教育活動や広報活動に取り組むことが重要です。

(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動

《重点事項》

県、市町村及び関係者の連携、共同体制を構築し、動物の愛護及び管理に関する教育活動を促進します。

学校飼育動物の適正飼養についてのサポート体制を構築します。

情操教育の一環として、小児期に動物にふれあうことにより命を体感させ、時には動物の死に直面することにより、命の尊厳を学ぶことができるような環境づくりは大変重要であるとされています。家庭や学校で身近に動物と接し、そのぬくもりを体験することにより、動物に対する慈しみの心を自然に育むためにも、教育活動における動物愛護管理の普及・推進が必要です。

一方で、学校等飼育動物については、鳥インフルエンザが発生した際に、多くの学校等が鶏などの引取り処分を申し出るといった事例も発生しており、必ずしも動物についての正しい知識を持ったスタッフが配置されていないなど、適正に飼育されているとは言い難い面があります。動物の飼育には専門的な知識と経験が必要であり、日常の飼育管理に対する助言等を推進するとともに適正飼養の体制整備を促進していく必要があります。

県・保健所は市町村、関係団体等と共同し、小学校等における「動物愛護教室」を開催し、動物愛護管理教育を実施していますが、今後は、関係者の連携、共同体制の構築、学習プログラムの検討等を行い、小学校から高等学校までの幅広い教育現場で動物愛護に関する学習活動を促進するなど、さらなる教育活動の充実を図ります。

また、教育委員会、獣医師会等の関係機関と連携し、学校等飼育動物について適正な飼養管理が行われるためのサポート体制を構築します。

(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動

《重点事項》

動物愛護週間などのあらゆる機会、手段により、動物愛護と適正飼養（遺棄防止、迷惑行為の防止等）について広報活動を推進します。

県・保健所は市町村、関係団体等の協力を得て、動物愛護週間を中心に動物愛護や適正飼養について啓発活動等を実施しています。また、狂犬病予防注射や動物の適正飼養等についても、適宜メディアを利用して広報活動を実施しています。

今後は、動物愛護週間における取組みを、全県的なものとするとともに、県内の動物展示施設やふれあい施設等と連携し、積極的に動物愛護思想の普及啓発を行います。

また、遺棄防止や不適切な餌やりなどの迷惑行為の防止に関する普及啓発の重点実施月間の新設、啓発用掲示物の設置等、より効果的な広報活動を推進します。

県の「動物愛護ホームページ」についても、内容の充実を図り、県民に対し随時適切な情報提供を行います。

動物愛護週間とは

国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、動物愛護管理法により9月20日から26日が動物愛護週間と定められています。

毎年、動物愛護週間中は、国、地方自治体、関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。

3. 動物の愛護及び管理に関する体制整備

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、指定都市及び中核市が所掌しています。しかし、動物の愛護及び管理に関する施策を円滑に遂行するためには、県、市町村及び関係団体等が連携し、協働していくことが重要であると考え、体制の整備を促進します。

《重点事項》

「動物愛護管理推進会議」を軸とし関係機関の連携強化と重点施策の遂行を促進します。

行政の動物愛護担当職員の育成と、動物管理の質の向上を図ります。

国、市町村、獣医師会と連携して、動物愛護を推進します。

動物愛護団体やボランティアとの連携、協力を推進します。

(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした体制の構築

今回新たに設置した「動物愛護管理推進会議」を、動物愛護管理施策への提言等を行う中心的機関とする体制を構築し、関係団体間の連携の強化を進めていきます。

(2) 行政の動物管理の質の向上

動物の飼養管理体制の改善

近年、行政の動物管理についても、その質の向上が求められています。

特に、保健所の保護収容施設については、犬、ねこの保管期間を長期化したことにより、健康面の管理が課題となっています。保管している犬、ねこのよりきめ細やかな管理を行うためには、動物飼養施設の改善、人員の配置が必要ですが、県財政が逼迫している中、選択と集中を進めるとともに、保管動物のストレス軽減のための飼養管理方法について検討・改善を行っていきます。

動物管理センターのあり方

動物管理センターについては、施設の老朽化に伴う更新の必要性を考慮し、動物愛護管理に関する教育、広報活動や、動物由来感染症の啓発及び不適正な飼養実態に対する指導等を一体的に行う、動物愛護管理行政の拠点となる施設への転換を図ります。

動物愛護管理業務に関わる人材育成

動物取扱業者、特定動物の飼養者、犬、ねこ等の飼養者等に対して指導・啓発を行う保健所の担当者について、積極的に国等が主催する研修会等に参加させるとともに、保健所及び市町村担当者の合同研修会等を定期的を開催し人材の育成を図ります。

(3) 国、市町村、獣医師会との連携

国（環境省）との連携

県は、環境省と協力して動物愛護を推進するために、国の事業（適正飼養講習会等）への積極的な協力や情報交換等を実施します。

市町村、獣医師会との連携

県は市町村、獣医師会と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射の推進及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発を実施します。

また、多頭飼育等による周辺環境侵害等については、市町村等関係機関との連携を強化し、問題解決に向けた取組みを促進します。

(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力

県・保健所は、動物愛護団体等に対して動物愛護管理法・条例や動物由来感染症対策等に関する情報提供を行い、適切な活動が行われるための支援を行います。

また、動物の譲渡事業のように、行政と動物愛護団体や個人がそれぞれ実施している活動について、行政が行うべき事業と、民間が行う方が効率的、効果的である活動の住み分けを検討し、愛護団体等との連携と協力を推進します。

4. 処分される命を減らすための取組み

《重点事項》

犬、ねこの引取り数を減少させる施策を推進します。
迷子動物の所有者への返還を推進します。
適正な譲渡を推進します。

犬、ねこの殺処分を減らすためには、引取り数を減少させることはもとより、飼い犬、飼いねこを迷子にさせないことや、無計画な繁殖を行わない等、飼い主がその責務を果たすことが最も重要です。

しかし、実際に保健所に保護、収容又は引取られた犬やねこを1匹でも助ける取組みについても着実に推進していく必要があります。

迷子動物の所有者への返還を促進するため、警察、市町村等との連携を強化するとともに保健所等での公示やホームページでの情報提供について、県民への一層の周知を図ります。

また、譲渡を推進するために、譲渡動物の保管方法や動物の適性の判断、譲渡後のフォロー等に関する適正譲渡ガイドラインを作成するとともに、動物愛護団体等との連携を強化します。

5. 所有明示(個体識別)措置の推進

犬・ねこの飼い主が、自己の所有する犬・ねこに鑑札・迷子札等を装着し、所有者明示を実施している率は、web モニターの結果からは犬 42.1%、ねこ 9.1%でした。

所有者明示措置を講ずることは、迷子になった場合の発見を容易にするほか、所有者責任の所在を明らかにし、所有者の意識を向上させ、遺棄や逸走の未然防止につながるものと思われれます。

所有者明示措置の必要性を意識啓発し、犬・ねこの所有者明示の実施率向上を図ります。

また、マイクロチップによる個体識別措置も有効な手段であり、他の所有者明示方法と同様、制度の普及啓発を推進します。

マイクロチップとは

動物の個体識別を可能にする電子標識です。哺乳類、は虫類、鳥類、両生類、魚類に使用可能です。世界で唯一の変更不可能な数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能となります。犬やねこには頸部背側の皮下に埋め込み、半永久的に使用が可能です。

マイクロチップの読取器は、県内の全保健所に配備しています。

6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い

実験動物の取扱いに関しては、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）」により適正な取扱いが示されています。県内では島根大学において「動物実験指針」を定め、動物実験が行われており、今後も個別の対応により適正な取扱いを促進します。

産業動物の取扱いに関しては、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（環境省告示）」により適正な取扱いが示されています。現在は農林水産部局において産業動物の衛生管理や環境保全等の指導が実施されており、今後も農林水産部局との連携強化に努め、適正な取扱いを促進します。

実験動物・産業動物

実験動物とは、教育、試験研究又は生物学的製剤の製造のためなど、科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養されている動物です。

産業動物とは、畜産など産業利用のために飼養されている動物です。

7. 災害時の対応

大規模な災害が発生した場合に備え、島根県防災計画に基づく関係機関との連携体制を構築します。

また、阪神、淡路大震災を契機として、動物愛護に携わる公益法人（(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本動物保護管理協会、(社)日本獣医師会）により組織された「緊急災害時動物救援本部」に救援・協力を要請し、災害時の動物救援活動を実施します。

さらに、地域活動マニュアル(仮称)を作成し、現地での動物救援活動の円滑な実施を図ります。

島根県防災計画

島根県防災計画では、動物愛護管理対策として被災地における動物の愛護と住民の安全確保の観点から、県は市町村等関係機関及び関係系団体と協力して、飼い主のわからない負傷動物・放浪動物の保護、動物に関する相談、動物の一時預かり等を行うこととしています。

第5 計画の実現・目標

この計画の究極の目標とするところは、県民全てに動物を愛護する気持ちを普及し、処分される不幸な命をゼロにするとともに、人と動物が調和し共生する社会を構築することにあります。しかしながら、動物愛護思想の普及度合いについては計り知ることができないことから、犬・ねこの引取り数を代替の指標として、目標の達成度合いを認識していくこととします。

また、「島根県動物愛護管理推進会議」において、具体的な実施計画、現況分析による計画の見直し等について検討し、効果的な動物愛護管理の推進を図ります。計画の前期5年間では、終生飼養や繁殖制限等の普及啓発と犬・ねこの引取り、保護状況や高齢者の飼養実態の調査解析等を重点的に行い、引取り数を人口割で平成17年度の全国平均程度（人口10万人あたり330頭）に相当する2,500頭以下にすることを目指します。

後期5年間では更なる減少を図り、前期の約半数を目標とするとともに、行政における動物の取扱いの質の向上に向けた施策、施設について検討を進めます。

数値目標と重点施策等

<前期：H20.4.1～H25.3.31>

目標：犬・ねこの引取り数

平成17年度 4,636頭 平成24年度 2,500頭以下

重点施策

普及啓発事業（終生飼養、繁殖制限、ねこの屋内飼養）

調査解析事業（引取り及び保護動物の分類解析、高齢者飼養状況等）

方 法

メディア、動物取扱業者における説明、動物愛護行事等

保健所、市町村等取扱い動物の調査等

<後期：H25.4.1～H30.3.31>

目標：犬・ねこの引取り数

平成29年度 1,250頭以下

重点施策

普及啓発事業（終生飼養、繁殖制限、ねこの屋内飼養）

効果的な啓発方法の再検討

動物愛護管理施設・体制等の再検討